

一般社団法人山梨県作業療法学会 査読マニュアル

1、査読の目的

同じ分野で臨床や研究を行っているセラピストの助言を受けて、投稿した演題が発表時により適切に伝わるようにする。また、倫理上の問題や内容の確認、採否の判定等を行い発表内容の質を高める目的で行う。

2、査読者選定・登録基準

- 1) 一般社団法人山梨県作業療法士会員であること
- 2) 以下の条件のいずれかに該当する者
 - ①作業療法士資格取得から15年経過している者
 - ②一般社団法人山梨県作業療法士会（以下 県士会）学術大会等での講師・座長経験をしている者
 - ③専門作業療法士もしくは、認定作業療法士の資格を有している者
 - ④県士会理事会で推薦・承認した者（推薦査読者）
 - ⑤大会長が推薦した者（推薦査読者）

3、査読者の役割

- 1) 査読者は、任期中に依頼を受けた県士会が企画・運営、関連する学術大会等の演題抄録について査読することであり、投稿した演題が発表時により適切に伝わるよう助言、また、倫理上の問題や内容の確認、採否の判定等を行う。

4、査読者の任期

- 1) 査読者の任期は2年とし、再任は妨げない。

5、注意事項

登録演題数と査読者により、査読者登録をされていても実際に査読を依頼しない場合がある。

6、個人情報の収集・利用目的、取り扱いについて

県士会は登録された個人情報について、県士会で企画・運営、関連されるもの以外の目的で利用しない。また、個人情報は個人情報保護法に従い適正に取扱い、管理する。

7、演題査読の運用について

- 1) 1演題に対して2名以上の査読員が担当する。
- 2) 応募者・査読者の氏名・所属は非公開とする。
- 3) 本大会の査読は学術大会運営部・企画部が応募者と査読者の間に入り、メールにて行

う。

- 4) 不採択の場合は必ず理由を記入する。
 - 5) 査読者による結果およびコメント内容を最終責任者(大会長および学術大会運営部)において確認の上、最終判定を企画局から応募者に伝える。
- ※ 査読者の査読結果が直接反映されない場合もありうることをご了承ください。

8、査読・修正期間について

査読期間：1週間～2週間

修正期間：1週間～2週間

※ 修正後の再査読はございません。あらかじめご了承ください。

9、査読方法について

- 1) 演題原稿締め切り後、企画局より査読者に①演題原稿(PDF)、②査読チェックシート(Excel)をメールで送付する。
 - 2) 下記「5、各項目の判断基準について」を確認し、査読チェックシート(Excelファイル)の項目ごとに点数をファイルに直接入力する。
 - ・点数は査読チェックシート(Excelファイル)の査読点数基準を参照する。
 - ・修正箇所がある場合はチェック項目コメント欄に記入する。
 - ・「不採択」と判断された抄録については、その理由をできるだけ詳細に総合評価コメント欄に記入する。
 - 3) 査読期間内にメールにて査読チェックシートを企画局に提出する。
 - 4) 企画局より、査読チェックシートを、演者へメールで送信する。
- ※ 発表者と査読者は直接的なやり取りは行いません。

10、各項目の判断基準について

- 1) 演題内容に関わる倫理的事項が遵守されている。
 - ・対象者の同意を得ていることが本文中に記載されていること
 - ・個人が特定できないよう配慮されていること
 - ・不当な方法や強制などの方法による研究、報告でないこと
- 2) 本大会の「演題募集要項(書式など)」が遵守されている。
 - ・誤字・脱字はないか
 - ・文字、記号、文字装飾の誤りがないか
- 3) 論文構成や表現などが適切である。
 - ・「はじめに」「目的」「方法」「評価」「考察」「まとめ」など、構成が発表内容に適したものであること
 - ・考察で理論の飛躍がないか
 - ・方法・器具等が具体的に記載されている。
- 4) テーマや内容に創造性や独自性があり、作業療法の発展に貢献すると判断される。

- ・この発表を他の参加者が聞いて有効であること
- ・目的が適切であり、その目的が倫理的プロセスを踏んで達成されている

※上記に1)～4)に関して、1～5段階で採点してください。

5) 総合評価

- ・「採択」「修正後採択」「不採択」のいずれかの判定を行う。大幅に修正を要する抄録や新しく調査、実践を追加しなければ意味をなさない抄録以外は「採択」「修正後採択」とする。

尚、採否については他の査読者の評価なども含めて大会長および学術大会運営部が決定して企画局から応募者へ連絡する。

11、「秘」扱いについて

- 1)査読者より指摘した事項については無記名で企画局から応募者に通知するため、査読者名は応募者には非公開とする。査読者名を確認することができるのは、大会長・副大会長・部長・担当理事・企画局・事務局のみとする。また、取り扱いは部外秘とする。
- 2) 査読を依頼した演題については一切口外しない事とする。

以上